

平成21年3月31日
防衛省装備施設本部

「入札及び契約心得」等の一部改正のお知らせ

このたび「入札及び契約心得」について、別紙のとおり、一部改正されましたので、お知らせします。

主な改正内容は、装備施設本部の内部組織が変更されることに伴うものです。

また、各契約条項に定める支払遅延利息に係る利率が、平成21年4月1日以降に締結する契約について、年3.6パーセントとされましたので、併せてお知らせします。

入札及び契約心得(平成18年7月31日防衛庁装備本部公示第1号)の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

装備施設本部長

3.3.6中「及び輸入課」を「及び輸入調達課」に改め、「及び航空機第2課回転翼室」を「、航空機第2課回転翼室及び輸入調達課有償援助調達室」に改める。

別冊(その1)4.1.1中「承認用図面を支担当等の承認を得るため」の次に「、物別課(室)長が特に指示する場合を除き、」を加える。

別冊(その1)4.1.2中「承認用図面を支担当等の承認を得るため」の次に「、物別課(室)長が特に指示する場合を除き、」を加える。

附 則

- 1 この心得は、平成21年4月1日から施行する。